

除害施設設置及び維持管理指導指針

令和3年3月31日 管路担当部長決裁

(行政指導の目的)

第1条 この指針に定める行政指導は、除害施設を設ける必要のある事業場（工場を含む。以下同じ。）から下水を排除して公共下水道を使用する者（以下「事業者」という。）に対し、除害施設の適正な維持管理を指導する事によって公共下水道に排除される下水の水質負荷の低減を図ることを目的とする。

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量のうち鉱油類に係る基準が適用される下水を排除する事業者に対しては、一定の構造基準による除害施設の設置その他必要な措置を指導する。

(油水分離槽の構造基準)

第2条 排水指導課長は、札幌市下水道条例（以下「条例」という。）第5条の2第1項各号又は第2項各号に定める基準（以下「排水基準」という。）のうち鉱油に係る基準が適用される下水を排除する事業場（屋内作業場の総面積が800平方メートル以上の自動車特定整備工場を除く。）で別紙「重力式油水分離槽の構造基準」に掲げる事業場に対し、当該構造基準に示す油水分離槽を除害施設として設置するよう指導する。

2 前号の事業場においては、当該事業場の排水量の規模に対応している、SHASEの認証を取得している油水分離槽（オイル阻集器）は、前項の構造基準が定められた油水分離槽と同等のものとして取り扱う。

(除害施設の維持管理指導)

第3条 排水指導課長は、事業場に対し、排水基準に適合しないおそれを生じさせないため必要な限度において、除害施設の適正な維持管理を指導する。

(水質の測定等)

第4条 排水指導課長は、事業場に対して前条の指導に必要な最小限度の水質測定を指示することができる。

2 排水指導課長は、事業場に対して前条の指導に必要な限度において資料の提出を求めることができる。

(届出書の様式)

第5条 下水道法（以下「法」という。）施行規則様式第6、第7、第8に定める届出書の別紙を、別紙（1）から別紙（4）のとおり定める。また、条例施行規則様式1に定める届出書は、別紙（3）及び別紙（4）を添付するものとする。

2 前項の届出書の届出部数は、正副2部とする。

(責任者)

第6条 この指導指針による行政指導の責任者は、下水道河川局管路担当部長とする。

附則

この指針は平成28年4月1日から施行する。

この指針は平成29年4月1日から施行する。

この指針は令和3年4月1日から施行する。

重力式油水分離槽の構造基準

1 重力式油水分離槽の容量

(1) 対象業種

ガソリンスタンド、タクシー会社、コイン洗車場、自動車販売店、レンタカー業、整備工場、運送会社、重機レンタル業など

(2) 分離槽容量

分離槽容量は、設置する洗車機の能力に応じ、泥だめ・分離槽を下記の基準に適合した容量を確保すること。また、『SHASE-S221 オイル阻集器』の構造基準に適合し、認定を受けているオイル阻集器^{※1}についても設置することができる。

	泥だめの 必要滞留時間	分離槽（4槽合計）の 必要滞留時間
下記以外	0.125 時間	1 時間
大型自動車・大型特殊自動車 ^{※2} が対象の洗車施設	0.25 時間	

※1：令和3（2021）年4月1日現在認定を受けている製品はない。

※2：車両区分は、道路交通法の区分による。

(3) 設計水量

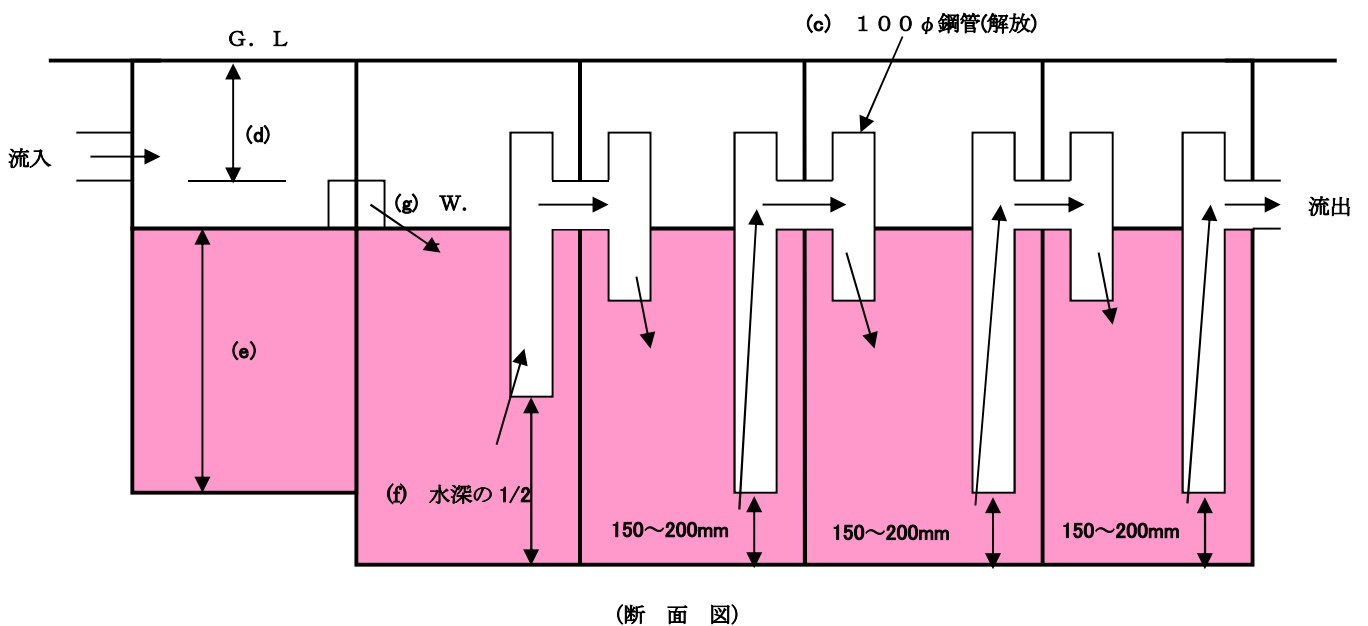
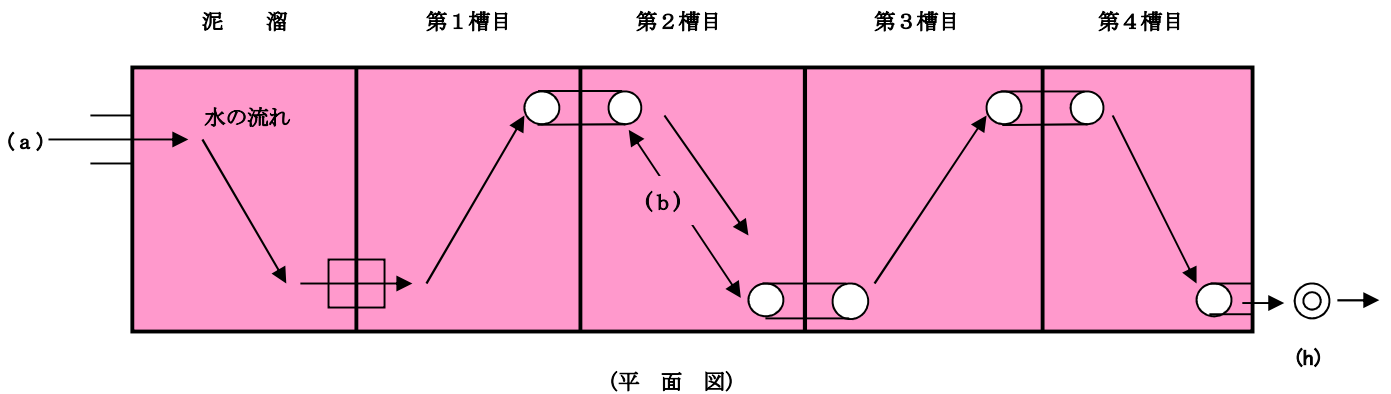
洗車時に使用する水量については、設置する洗車機能力を用いて計算する。洗車機の能力が不明な場合には、下表を参考として水量を計算しても良い。

排水の種類	設計水量(m ³ /時)	
	洗車(手洗い)	カラン 13mm
カラン 20mm		1.5×個数
床洗浄	カラン 13mm	0.6×個数
	カラン 20mm	1.2×個数
洗車(ガンタイプ)	洗車機 1 台あたり	0.75 (1.2) ^{※3}
散水・雨水 ^{※4}		0.6

※3（ ）内は、大型自動車・大型特殊自動車を洗車する場合に用いる。

※4 洗車場を屋外に設置する場合は雨水の混入を極力防止すること。

2 重力式油水分離槽の構造



(注)

- (a) 分離槽の流入口は1カ所とし、全面覆蓋式として蓋は点検が容易な構造とする。
- (b) 管の位置は図のように互い違いにし、管と管の距離を可能な限り最長にする。
- (c) 管の材料は鋼管・ガス管などの凍結により破損しないものとする。
- (d) G. Lから管までは土かぶりを300mmとる。
- (e) 洗車場からの排水の泥溜は別途設けてもよい。泥溜の深さは、泥上げをしやさいよう400mm以内が望ましい。(容量の確保が困難の場合には最大でも分離槽の深さまでとする。)
- (f) 第1槽の管の長さは水深の1/2程度とする。
- (g) 分離槽の水面高は等しいものとする。
- (h) 分離槽の流出側に点検用の汚水ますを設置する。

下水道法とは別に建築基準法では、施設内の配管設備を保護する目的でその機能を著しく妨げる場合、床面積10㎡以上の小規模な事業場等に対し、阻集器の設置を義務付けており、営業用調理場にはグリース阻集器、ガソリンスタンド等の給油場にはオイル阻集器を設置することとなっている。